

門真の
未来と
まちづくりを
考える
市民の会
ニュース

第10号



まちの未来
合併は住民投票で

住民意向調査の方法を協議

2月13日開催された第11回守
口市・門真市合併協議会で、住
民投票をするかどうか、合併に
関する住民意向調査の方法が協
議されました。結果は、意見が
対立し、慎重意見もあり、結論
を出すことができず、「(合併
協議会として) 当分の間、議論
を凍結」することとなりました。

「合併というのは、市民ひと
りひとりにかかること。市民が
自らの手で関わっていくことが
大事。実施時期は、新市まちづ
くり計画ができ、十分な説明を

いま
合併協議会では

果たして、市民が判断できる時
期に。住民投票で市民主体のま
ちづくりを」「住民投票は議会
制度という間接民主主義に対立
するものではなく、補完するも
の。合併は住民投票になじまな
いとの意見があったが、朝日新
聞の調査によると、合併を問う

私たちが知りたい情報は先送り
市民に判断材料示すべき

これまでの協議会では使用
料・手数料は「両市において
調整する」、小中学校の統廃合
については、統廃合を推進す
る方向で具体化を先送り、市
役所の位置・市議会議員の定
数及び任期などは協議会の終
盤で協議するとしています。
また、違いがありすぎる上

住民投票は、昨年だけで116
件。住民投票のほとんどは合併
問題」「総務省の地方制度調査
会答申でも、市町村合併につい
て適切であるとしている」な
ど、住民投票に積極的な意見が
だされています。

下水道使用料の取り扱いにつ
いても、調整が困難となり、
協議会の議題に上程できない
状況になっています。

そして気になる学校給食に
ついても、奨学金や学童(留
守家庭)や公民館とともに、
先送りとなっています。

未来の会は

合併の是非を問う
住民投票条例制定
直接請求に向けた
準備を進めます。

未来の会はこれまで住民投票実施などの要望書を合
併協議会会長に昨年4月と9月に提出し、市長・市議
会議長宛ての「合併の是非を問う住民投票条例制定を
求める陳情書」(団体)の提出を呼びかけ、15団体が
12月8日に提出してきました。また、1月23日に総会
をおこない、合併の是非を問う住民投票条例直接請求
活動をおこなう場合の条例試案を決定しました。
守口市では、「3月議会で、住民投票の条例化され
るべき」との声が広がり、条例化されなければ直接請
求をする連絡会も発足し、活動しています。
未来の会は、住民投票条例直接請求に向けた準備を
具体化させます。



住民投票条例の
直接請求を考える
市民のつどい

とき 3月18日(木) 午後7:00~

会場 ルミエールホール・
レセプションホール

内容

- 未来の会の条例試案の説明
- 特別報告
「堺市での直接請求運動について」
長川堂いく子さん
(「市民のための住民投票をを求める会」代表)
- 未来の会の今後の活動について提案